

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを重要施策としております。
経営管理組織の整備に関しましては、意思決定の迅速化と権限委譲を図るため、取締役の人数を適正化しております。
取締役会、監査役会を中心とした経営管理体制を構築し、役員は社外取締役2名を含む取締役8名と、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。
取締役会は原則として、毎月1回開催し、重要事項の決定並びに業務執行状況の監督を行っております。また定期的に開催しております監査役会は取締役の業務執行の厳正な監査を実施しております。なお、社外取締役および社外監査役の当社との利害関係はありません。
会計監査人であるさくらぎ監査法人と当社の間には特別な利害関係はなく、当社および当社グループの会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。また、顧問弁護士からは、必要に応じて、専門的なアドバイスを受ける体制をとっております。
持株会社体制のもとで、企業活動における法令順守、公正性、倫理性を徹底するために、監査室を設置して内部監査の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

当社では、適切なリスクテイクを支える環境・気質があり、取締役会でも活発な議論がされ、取締役会において決定されたことについては迅速に実行に移しております。なお、中長期的なインセンティブとしては、株式報酬制度の導入等、役員報酬制度の設計について、現在検討を進めております。

【補充原則4-2①. 現金報酬と自社株報酬の設定】

当社は純粋持株会社体制のもと、グループ全体の企業価値を高めるべく、業績を反映した適切な報酬決定方法としております。また、社外取締役については当社に生活を依存しない範囲の相応の報酬としており、業績連動とはしておりません。なお、報酬手続きについては、代表取締役の報酬案をもとに報酬検討委員会において審議し、社外取締役2名の意見も十分に加味するなど透明性を維持したうえで、具体的な額を決定しています。なお、中長期的なインセンティブとして、株式報酬制度の導入等、役員報酬制度の設計について、現在検討を進めております。

【補充原則4-10①. 経営陣幹部等の指名・報酬の検討について】

当社では、取締役の報酬については報酬検討委員会の検討を経た上で、社外取締役2名の意見を求めることとしております。一方、指名委員会については、その設置を検討中としております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の員数を10名以内としており、そのうち複数名の社外取締役を選任することとし、優れた人格、見識、高い倫理観を有し、かつ知識・経験・能力を備えている取締役によって構成することとしています。現在の取締役は全員男性かつ日本人となっていますが、ジェンダーや国際性面での多様性確保についても引き続き検討していきます。監査役については社外監査役に税理士・弁護士等を選任し、財務・会計・法務等の十分な知見を確保しています。また、取締役会の実効性評価については、毎年、アンケートを実施するなど評価を行っており、その機能の向上を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社では、取引先から保有要請を受けた場合、今後も取引先として継続していく企業、新たに事業戦略上関係を強化すべき企業等に限定し、また、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなど、妥当性について精査し、中長期的に保有する政策保有株式を決めております。なお毎年、保有株式について取締役会で議論し見直しを行っており、政策保有から外れた銘柄について、売却を含めた検討を行っており、順次売却をしておりますとともに、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなど見直しをしていきます。

2. 議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合、違法行為が発生した場合等における該当議案には反対するなど、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。これにより、当社の企業価値の向上、当社株主の中長期的な利益に繋がると考えております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、グループ各社における取締役会において、利益相反の恐れのある取締役を決議から外す措置を講じております。また、利益相反取引に関しては、年1回もしくは2回限度額設定・実績報告を取締役会で実施しており、グループ会社役員についても年1回関連当事者に関する調査

をしております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では確定給付型企業年金の他、従業員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、企業型確定拠出年金制度を採用しております。確定給付年金については、総務部が管理監督者となり、利益相反の管理や提携先と運用面において議論等を定期的に行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 経営理念等

当社では、経営理念、経営ビジョン、中期経営計画につきまして、当社ホームページに掲載しております。

(経営理念)<http://www.hokkanholdings.co.jp/company/philosophy.shtml>

(経営ビジョン)<http://www.hokkanholdings.co.jp/company/vision.shtml>

(中期経営計画)<http://www.hokkanholdings.co.jp/company/middleplan.shtml>

2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方・方針

当社は経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスの充実を図ることを重要施策としております。経営管理組織の整備に関しましては、意思決定の迅速化と権限委譲を図るため、取締役の人数を適正化しております。取締役会、監査役会を中心とした経営管理体制を構築し、役員は社外取締役2名を含んだ取締役8名と社外監査役2名を含んだ監査役4名で構成されております。取締役会は原則として、毎月1回開催し、重要事項の決定並びに業務執行の監督を行っております。当社は持株会社体制のもとで、企業活動における法令順守、公正性、倫理性を徹底するために、監査室を設置して内部監査の強化に努めております。

3. 役員報酬の方針

当社では、毎年の業績を勘案・連動した報酬決定方法としております。

4. 役員報酬の手続

当社では報酬を決定するにあたり、取締役会内に報酬検討委員会を設け、各取締役の報酬額の原案を作成し、社外取締役の意見を求めたうえで限度額範囲内で決定をすることとしております。

5. 選解任および指名の手続と方針

取締役および監査役候補者の選定にあたっては、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け積極的に行動する者としております。取締役社長が人事案を作成し、社外取締役の意見を求めたうえで取締役選任議案について取締役会決議を得ております。監査役は、取締役社長が、本人の資質や経験を勘案し、監査役会へ推薦し、監査役会の同意を得て、監査役選任議案について取締役会決議を得ております。また、取締役会は、取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、当該取締役の処分について、審議のうえ決定いたします。

独立社外取締役については、以下の期待される役割・責任を果たせる者としております。

- ①経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行うこと
- ②経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- ③会社と経営陣・主要株主との間の利益相反を監督すること
- ④経営陣・主要株主から独立した立場で、各ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

6. 選任・指名の説明

当社では2018年株主総会の参考書類から全役員について、その指名理由を記載しております(URL:<http://www.hokkanholdings.co.jp/ir/library/syosyu.shtml>)。また、同参考書類には、新任・再任者の経歴を開示しております。

【補充原則4-1①. 権限の委譲】

当社ではグループ各社の事業特性・役割等を勘案し、グループ全体の最適なバランスを考えたうえで、経営の意思決定機関である取締役会を機能させております。なお、その取締役会に付議すべきものすなわち、①法令に定められている事項②経営の全般的な基本方針に関する事項③組織制度に関する事項④ステークホルダー・リレーションズに関する事項⑤危機管理に関する事項⑥重要な固定資産取得等に関する事項⑦人事財務に関する事項⑧重要なグループ運営に関する事項については当社取締役会規則に定めており、さらにその詳細については、決議基準に規定しております。それ以外の部分については取締役、または各事業会社に権限の委譲を行っております。また、その他にも、グループ経営会議を定期的に実施するなど、適切な経営判断をしていくための会議体を設けております。なお、その概要についてCG報告書に体系図等として示しております。また、グループ会社に対しても、事業会社決議基準を設けており、個別の事業の執行については事業会社経営陣に対して権限委譲を行っております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社社外取締役は当社グループの特性を十分に勘案のうえ、東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」3-5.(3)2の基準に則して選任しております。

【補充原則4-11①. 取締役会の全体のバランス等】

当社取締役会は、会社としての意思決定の迅速化と権限の委譲を図るため、取締役の人数を適正化しており、また、当社取締役会では健全な経営を推進していくにあたり、法務・会計に知見をもった人材を、必要としております。その中で当社では会計学専門の社外取締役や弁護士資格を持つ社外取締役が各1名と当社主要ビジネスを熟知した事業会社社長2名を含んでおり、バランスを取った構成となっております。また、取締役の選任手続きについては、代表取締役社長からの提案のもと、社外取締役が関与し、公正・透明性を確保しております。

【補充原則4-11②. 兼任の状況】

社外取締役・社外監査役をはじめとする取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすための時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けられており、他の上場会社の役員も合理的な範囲にとどめております。取締役・監査役の重要な兼職については株主総会招集通知で開示しております。また、社外取締役・監査役の取締役会出席状況も開示しており、高い出席率となっております。

(URL:<http://www.hokkanholdings.co.jp/ir/library/syosyu.shtml>)。

【補充原則4-11③. 取締役会の評価結果の概要】

当社は取締役会全体の実効性の分析・評価について、外部機関の知見を活用しつつ、全ての取締役と監査役を対象にアンケートを実施、その分析結果を取締役会で議論しております。その結果、当社の取締役会は全体として、実効性が確保されていることが確認されております。一方で、「役員トレーニング」及び「ステークホルダーとの関係」については、建設的な意見が出されており、今後更なる拡充を目指していきます。

【補充原則4-14②. 役員トレーニング】

新任取締役については、新任取締役としての法律的な役割等研修を受けることとしております。また、取締役会構成メンバーに対してはコンプライアンス研修等を年1回継続して実施しております。なお、社外取締役・監査役については、当社グループの工場見学等を行っています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

原則5-1②の(i)～(v)の方針に従うとともに個人株主および機関投資家については総務部担当取締役が対応しております。

5-1②

(i)当社のIR活動は、代表取締役が積極的に関与するなか、個人株主および機関投資家については総務部担当取締役が対応しております。

(ii)当社のIR活動は、総務部・経営企画室が中心となり行っております。IRに必要な情報は各事業会社から情報収集を行い取りまとめております。なお、機関投資家向けIRでは、事前に特別経営会議にて社長を含めた取締役で議論のうえ実施しております。

(iii)当社の主なIR活動は次の通りです。

①定時株主総会:年1回

②機関投資家向けIR:年2回

③個人投資家向け説明会:不定期

④ホームページによる情報開示、また、別途株主アンケートを年1回実施しております。

(iv)IR支援会社等から、機関投資家向け決算説明会後に評価レポート等をもらい、経営陣へ報告しております。

(v)投資家向けIR説明会および個人投資家向け説明会は、インサイダー情報について、事前に説明内容が確認・精査された資料に沿って行われております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	654,988	4.86
株式会社みずほ銀行	594,720	4.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	424,800	3.15
農林中央金庫	400,160	2.97
東京海上日動火災保険株式会社	361,160	2.68
株式会社北海道銀行	353,185	2.62
ホッカンホールディングスグループ取引先持株会	340,500	2.53
JFEスチール株式会社	313,120	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	306,700	2.28
株式会社メタルワン	260,191	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

上記のほか当社所有の自己株式6,394,568株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、札幌 既存市場

決算期

3 月

業種

金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員

数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 弘	学者											
安藤 信彦	弁護士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 弘	○	神奈川大学名誉教授	田中弘氏は主に会計学の分野において、豊富な経験と専門知識を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと判断いたしました。
安藤 信彦	○	——	安藤信彦氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する

あり

任意の委員会の有無

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬検討委員会	2	2	2	0	0	0	社内取締役

補足説明

当社では、取締役会に設置する報酬検討委員会の報酬案をもとに社外取締役に意見を求めたうえで決定することといたしました。また、指名委員会に相当する任意の委員会はないものの、取締役社長が人事案を作成し、社外取締役の意見を求めたうえで取締役選任議案について取締役会決議を得ております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人に報告を求め、監査の相当性の判断を行い、取締役会に報告を行っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新名 孝信	税理士										○			
田代 宏樹	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新名 孝信	○	顧問税理士(独立役員)	新名孝信氏は、税理士としての専門的見地から、社外監査役として発言をいただいております。経営陣から著しいコントロールを受けることなく、また、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼす者でもないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。また、同氏は当社顧問税理士であることから監査役報酬以外に当社から報酬を得ているものの、少額であり独立役員の条件を満たすものと判断いたします。
田代 宏樹	○	弁護士(独立役員)	田代宏樹氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、毎年の業績を勘案・連動した報酬体系を取っており、インセンティブ効果も含んでおります。また、そのうえで、事業年度ごとの経営責任を明確化するため、取締役の任期を1年としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬限度額を決めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役報酬については次の決議内容に基づき決定しております。

取締役の報酬限度額 月額24百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 当社では取締役会事務局および監査役会の開催との連携により社外取締役および社外監査役の職務に支障が無いような体制作りをとっております。
2. 取締役会における資料を事前に配信・説明を行っております。
3. 社外取締役は取締役会のほか、特別経営会議にも出席し、経営陣との連絡を密にしております。
4. 社外取締役と社外監査役を含む監査役会は適宜、社外取締役・監査役連絡会を開催することとし、連携を確保する体制を取ることにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行体制

取締役会は、社外取締役2名を含む8名で構成されており、法令または定款に定める事項のほか、経営上の業務執行の基本事項について意思決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関と位置づけております。取締役会は原則月1回開催し、各取締役が最新情報を共有し、効率的な経営を行えるべく努めております。

(2)監査体制

監査役会は、4名で構成されており、そのうち2名が社外監査役であります。各監査役は監査役会で承認された監査計画に従い、取締役会及び重要な会議に出席し、また、重要書類の閲覧を行っております。これらの活動を通じ、会計監査人とも連携して取締役の業務執行状況をチェックしております。なお、監査役の機能の強化を図るため、「監査役と会計監査人の連携状況」「監査役と内部監査部門の連携状況」および「社外監査役のサポート体制」に記載された活動を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会については会社としての意思決定の迅速化と権限の委譲を図るため、取締役の人数を適正化させており、そのなかには、会計学や法律専門の社外取締役をはじめ、当社主要ビジネスを熟知した事業会社社長2名を含んだ体制をとっておることから、バランスのとれた構成となっております。また、監査役会につきましても、税理士・弁護士の社外監査役を2名有しており、監査役会として十分に機能しております。さらに、取締役会をサポートする会議体として、グループ経営会議や特別経営会議も毎月行われていることから、当社のコーポレート・ガバナンスは持株会社として十分に機能していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月6日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年6月、12月に実施	あり
IR資料のホームページ掲載	リリース内容を掲載、各種財務諸表、有価証券報告書、招集通知、株主通信を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部・経営企画室にて対応	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループとしてCSR報告書を作成(2019年3月)
その他	ホームページにて実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1.当社は、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、これらの遵守を引き続き図る。
- 2.取締役会は、「取締役会規則」に基づき月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催しており取締役間の意思疎通の確保、業務執行の相互監督を行っており今後ともこの体制を維持する。また、必要に応じ外部の専門家を起用する等も含め、法令・定款違反行為を未然に防止する体制を整える。
- 3.取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
- 4.取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
- 5.当社グループ企業全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じ各事業会社にて規則、ガイドラインの策定・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
- 6.当社グループ全体の内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
- 7.当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令、社内規程等に基づき保存管理することとする。
また、取締役および使用人の業務上の情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づき対応する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1.当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を中心に、当社グループ全体のリスク管理を統括するとともに、定期的リスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応を継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
- 2.不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとする。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1.当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- 2.取締役会の決定に基づく業務執行については、当社組織規程、業務分掌規程において定める。
- 3.当社は取締役の職務執行の効率化の観点から決裁基準を設け、取締役の職務執行の権限を一部移譲することとする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 子会社からの定期的な営業成績、財務状況その他の重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告される。
- ロ. 当社が定める子会社管理規程および海外事業会社管理規程において定期的な管理をおこなっている。

2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程のもと、「リスク管理委員会」を中心に、子会社のリスク管理についても、定期的リスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応をリスク管理委員会を通じて継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社グループでは、5事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。
- ロ. 子会社からの重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告され、個々の対応方針が決定される。
- ハ. 経営管理については、「ホックングループ運営要領」、「事業会社決裁基準」に従い、一定の重要事項について当社への決裁・報告による事業会社経営管理を実施する体制を継続する。

4. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社グループでは、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、グループ全体でこれらの遵守を引き続き図る。
- ロ. 取締役の職務執行については、監査役会設置会社においては各会社の監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
- ハ. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。

ニ、当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、その中で各社毎にコンプライアンス委員を選任し、コンプライアンス委員を中心としてコンプライアンス教育・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。

ホ、当社グループ全体の内部監査部門として当社社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後も継続させることとする。

ヘ、当社グループは、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、現在監査役の職務を補助すべき使用人を設置していないが、監査役による設置要請がなされる等設置が必要な場合には、監査役スタッフを置くこととする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事(異動、評価、処分等)については取締役と監査役が協議を行うこととする。

2. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

1. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

イ、当社において監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができるほか、主要な決裁書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制を継続する。

ロ、監査役は代表取締役等との定期的な打合せにより、報告事項等を把握できる体制を確保することとする。

ハ、取締役・使用人は、当社並びにグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告を行うこととする。

ニ、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するため、監査室・外部監査人との連携を図ることとする。

2. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ、当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。

ロ、当社グループの役職員は、グループ会社各社における重大な法令違反、内部通報、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス委員会等を通じ、直ちに監査役に報告を行うこととする。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社はコンプライアンス委員会等を通じ、当社監査役への報告がなされた当社グループの役職員に対しては、内部通報規程の準拠し、本人に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 監査役会が独自の外部専門家(弁護士、会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

3. 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社並びにグループ会社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(12) 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社並びにグループ会社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法および関係法令に基づく内部統制制度を有効かつ適切に運用することに努める。

また、監査室のモニタリング結果を踏まえ、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要に応じ改善を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

会社の支配に関する基本方針

当社における会社の支配に関する基本方針、すなわち当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、及び基本方針実現のための取組み、不適切な者による支配を防止するための取組み、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

1. 会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループは、大正10年(1921年)の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、平成17年10月に純粋持株会社へ移行し、「グループ全体の最適な戦略立案」「事業会社の経営執行の監督」「グループ資源の最適配分」を行ってまいりました。

また、平成23年度からの中期5カ年計画「ACTIVE-5」では、海外事業や新規事業の拡充・拡大等、積極的なグループ経営を推し進めてまいりました。今後も、めまぐるしい環境の変化に柔軟に対応していくことで、当社グループを発展させてまいります。

上記のように、当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

3. 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

(1) 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

(2) 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為とします。

(3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、当社は、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

(4) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、1. 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、2. 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

(ア) 大規模買付者の名称、住所

- (イ) 設立準備法
- (ウ) 代表者の氏名
- (エ) 国内連絡先
- (オ) 提案する大規模買付行為の概要
- (カ) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

イ. 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記ア. (ア)～(カ)までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、必要情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

- (ア) 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者及び特別関係者を含みます。)(の)詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- (ウ) 大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (エ) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)(の)具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (オ) 当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (カ) 当社グループの経営に参画した後に予定する、当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関する変更の有無及びその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会は速やかに独立委員会に提出することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、独立委員会が、当該必要情報が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、独立委員会が、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な情報が当該大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、その旨の通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。))を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

ウ. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合は最長60日間、それ以外の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(いずれも情報完了通知の発送日の翌日から起算されます。以下「取締役会評価期間」といいます。))として設定します。独立委員会は取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案(当社取締役会がかかる代替案の提示を希望する場合。))等を受領した上、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の経営計画・業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告を行うに至らない場合等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものと、また、その場合、延長する理由及び期間について開示いたします。

取締役会評価期間中、独立委員会は独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行います。

エ. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様へ本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下、「株主検討期間」といいます。))として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行し、その旨を開示します。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合(なお、かかる株主総会の決議は普通決議によるものといたします。))、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会が対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当社は、当該株主総会の結果を決議後適時適切に開示いたします。

オ. 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付者は大規模買付行為を実施できないものとします。

したがって、大規模買付者は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ大規模買付行為を開始できるものとします。

(5) 大規模買付行為が実施された場合の対応

ア. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が当該時点で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙5に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間等を設けることがあります。

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付者による大規模買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の当該提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、上記ア. で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は原則として当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

(ア) 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている（いわゆるグリーンメーラーである場合）

(イ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている（と判断される場合）

(ウ) 当社グループの経営を支配した後、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている（と判断される場合）

(エ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている（と判断される場合）

(オ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(カ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び価額、当該価額の算定根拠、手続の違法性の有無、実現可能性、買付後の経営方針、買付後における当社の他の株主、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における対抗措置発動の決定は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限り行われるものであり、当該大規模買付行為が上記のいずれかに形式的に該当することのみを理由として行われることはないものとします。

ウ. 対抗措置発動の停止等について

上記ア又はイにおいて、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得等の方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(6) 株主の皆様にご与える影響等

ア. 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提示し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記(5)において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

イ. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款により

認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(7) 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期限は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本定時株主総会終結時から平成32年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランは、本定時株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

4. 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に含致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」をはじめとする買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有しています。

(1) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. (1)「本プラン導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきかを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

なお、当社は、本プランの発動にあたり、新株予約権の行使が認められない者に対し、新株予約権の金銭等による買取等、金銭等の経済的な利益の交付は行いません。

(2) 事前の開示

当社は、株主の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適切な判断の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、社は今後も、法令等に従い、必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記3. (3)「独立委員会の設置」に記載のとおり、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告等を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは上記3. (5)「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

ホッカンホールディングス株式会社 [模 式 図]

